

薬局名称：_____

所在地：_____ 区（市）_____

連携薬局の認定を取得された皆様へ

○本日の立入検査で以下の遵守事項を確認します。

※根拠法令：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、法という）、法施行令、法施行規則

認定証の掲示（法施行規則第10条の5）

1. 適切に掲示 2. 掲示なし 3. 指導あり

地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（以下「地域連携薬局等」という。）の認定を受けた薬局の開設者（以下「認定薬局開設者」という。）は、地域連携薬局等の認定証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

地域連携薬局等の掲示

1. 適切に掲示 2. 掲示なし 3. 指導あり

（法施行規則第15条の16の2、法施行規則第10条の3第8項）

認定薬局開設者は薬局内の見やすい場所及び薬局の外側の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

- 地域連携薬局等である旨
- 地域連携薬局等の機能に係る説明
- 専門医療機関連携薬局は、認定を受けた傷病の区分



○以下は認定基準適合表の遵守事項です。

1及び2 構造設備

（1）利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備
（法施行規則第10条の2第1項第1号）

1. 適切に設置 2. 一部不備 3. 設置なし

服薬指導カウンターにイスを設置 パーティションを設置 その他（_____）

（2）高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備
（法施行規則第10条の2第1項第2号）

1. 適切に設置 2. 一部不備 3. 設置なし

段差のない入口を設置 車いすでも来局できる構造 その他（_____）

3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加

（法施行規則第10条の2第2項第1号）

- 市町村又は地域包括支援センターの会議
- 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議
- 退院時カンファレンス

1. 適切に参加 2. 未開催 3. 参加なし

4 医療機関と情報を共有する体制

(法施行規則第10条の2第2項第2号)

1. 適切に連携できる 2. 不十分 3. 連携なし

- 主な連携先の医療機関と適切に連携できる体制を整えている

(主な連携先の医療機関名)

① 名称：

所在地：

② 名称：

所在地：

5 医療機関との情報共有連絡等の実施

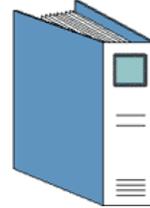
(法施行規則第10条の2第2項第3号)

1. 十分な実績と保管 2. 不十分(実績、保管)

- 主な連携先の医療機関と月平均30回以上の報告及び連絡の実績がある

- 上記の情報提供文書を薬局内で適切に保管管理している

(※) 立ち入り調査時では、概ね月平均



6 他の薬局に対して報告・連絡できる体制

(法施行規則第10条の2第2項第4号)

1. 適切に設置 2. 不十分 3. 設置なし

- 利用者の薬剤等の情報を連絡する際の方法等を示した手順書を設置している



7 開店時間外の相談に対応する体制

(法施行規則第10条の2第3項第1号)

1. 適切に対応 2. 不十分 3. 対応なし

開店時間 平日 : ~ :
土曜日 : ~ :
日祝日 : ~ :

- 文書により交付 薬袋に記入

8 休日及び夜間の調剤応需体制

(法施行規則第10条の2第3項第2号)

1. 適切に対応 2. 不十分 3. 対応なし

自局での対応時間 休日 : ~ :
平日(夜間) : ~ :

(参考) 過去1年間の調剤の実績 () 回

9 在庫として保管する医薬品を他の薬局に提供できる体制

(法施行規則第10条の2第3項第3号)

1. 適切に設置 2. 不十分 3. 設置なし

- 他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の手順を示した手順書を設置している

(参考) 過去1年間の医薬品提供の実績()回



10 麻薬の調剤応需体制

(法施行規則第10条の2第3項第4号)

1. 麻薬小売業者の免許有り 2. 免許なし

- 麻薬小売業者の免許を受け、麻薬の調剤応需体制を備えている

(参考) 過去1年間の麻薬調剤の実績()回

11 無菌製剤処理を実施できる体制

(法施行規則第10条の2第3項第5号)

1. 備えている 2. 不十分 3. 備えていない

- 自局で対応 共同利用による対応

他の薬局を紹介 薬局の名称: _____ 所在地: _____ 区(市)

(参考) 過去1年間の実績()回

12 医療安全対策

(法施行規則第10条の2第3項第6号)

1. 講じている 2. 講じていない

- 医薬品に係る副作用等の報告

(参考) 過去1年間の報告回数()回

- 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加

(参考) 過去1年間の報告回数()回

- その他の取組/具体的な医療安全対策の内容()

13 常勤薬剤師数/1年以上の常勤薬剤師数/研修を終了した常勤薬剤師数

(法施行規則第10条の2第3項第7号及び第8号)

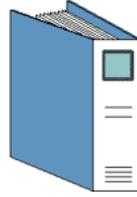
1. 現在、適切である 2. 現在、適切でない

- 常勤として勤務している薬剤師数 ()人
- 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数 ()人
- 研修を終了している常勤薬剤師数 ()人

14 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講

(法施行規則第10条の2第3項第9号)

- 研修計画を作成している
- 研修実施後の、日時、参加者、研修内容等の記録を保管している



1. 適切 2. 不十分 3. 記録なし

15 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供

(法施行規則第10条の2第3項第10号)

- 適切に情報提供を実施している
(参考) 過去1年間の情報提供の回数()回

1. 情報提供は適切である 2. 不十分 3. 提供なし

16 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績

(法施行規則第10条の2第4項第1号)

- 過去1年間において月平均2回以上実施した実績がある
(※) 年間()回 月平均()回
(参考) 過去1年間に指導を行った患者総数()人

1. 適切である 2. 不十分 3. 実績なし

17 医療機器及び衛生材料を提供するための体制

(法施行規則第10条の2第4項第2号)

- 高度管理医療機器等販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供する体制を備えている
(参考) 提供した医療機器等()

1. 高度管理医療機器等販売業の許可有り 2. 許可なし

【立入検査実施担当】

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-24-1 本館1階
東京都健康安全研究センター 広域監視部薬事監視指導課 連携薬局担当
TEL : 03-3363-3938 FAX : 03-5937-1043
e-mail : S0000321@section.metro.tokyo.jp



【連携薬局担当ホームページ】 <https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>